

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年1月5日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年1月26日から同年2月15日まで縦覧に供する。

平成22年1月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）下新田1号地区	観音寺市経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）小立上岡地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）田中3号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修）作家池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）寺浦上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修）鎮守池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）中筋地区	〃